

第2章

高齢者の状況と第3期計画の評価等

第2章 高齢者の状況と第3期計画の評価等

第1節 高齢者保健福祉サービスの現状

1 高齢者人口の現状

本市は、首都近郊25km圏内で、都心まで20分という好条件から、昭和40年頃から人口が急増し、都市化が進展してきました。近年は6万人台後半で推移していましたが、平成20年10月末に総人口が7万人を超えました。

本市の高齢化率（65歳以上人口／総人口）は、平成19年10月1日現在17.2%と全国平均高齢化率21.5%（平成19年10月総務省）より低位なものの、増加の傾向を示しています。

■人口の推移：各年10月1日現在

（単位：人）

区 分		12年度	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総人口		65,442	66,890	67,843	68,369	68,954	69,960
第1号 被保険者	前期高齢者 (65～74歳)	5,081	6,226	6,913	7,332	7,805	8,237
	後期高齢者 (75歳以上)	2,504	3,027	3,491	3,768	4,031	4,325
	合 計	7,585	9,253	10,404	11,100	11,836	12,562
高齢化率		11.6%	13.8%	15.3%	16.2%	17.2%	18.0%

2 高齢者保健福祉サービスの概要と現状

高齢者保健福祉サービスを下記のとおり実施しました。在宅福祉サービスには、要介護等と認定されていない高齢者も給付対象とするサービスもあります。

■保健サービスの実績

項 目		17年度	18年度	19年度
健康教育	集団健康教育（回）	66	84	113
	個別健康教育（人）	35	25	96
健康相談	総合健康相談（回）	297	285	284
	重点健康相談（回）	83	68	139
	介護家族健康相談（回）	7	—	—
基本健康診査（人）		6,085	5,595	6,323
各種がん検診（人）		10,721	9,275	11,206
骨粗しょう症検診（人）		492	477	514
歯周疾患検診（人）		140	122	136
機能訓練（A型）（延人数）		939	0	—
自主リハビリ（B型）（延人数）		632	—	—
訪問指導（延人数）		517	102	87

■在宅福祉サービスの実績（市の単独事業）

項 目	17年度	18年度	19年度
◎いきがいサロン（か所数）	2	2	2
◎福祉電話貸与（人）	22	20	19
◎緊急時通報システム（総設置台数）	295	261	249
◎寝具乾燥サービス（人）	14	20	18
要介護高齢者手当（延人数/年）	277	93	64
介護サービス利用料補助（千円）	12,468	7,902	7,000
◎訪問理美容サービス（人）	18	21	17
◎日常生活用具給付等（人）	0	3	0
◎軽費老人ホーム・ケアハウス（入所者数）	33	33	33

◎印は、介護認定されていない高齢者も利用できます。

■施設福祉サービスの実績

項 目	17年度	18年度	19年度
養護老人ホーム（入所者数）	1	2	1
老人福祉センター（か所数）	2	2	2

第2節 これまでの介護保険事業の評価と課題

1 介護給付費等の分析

(1) 要介護認定者

要介護認定者数は、平成12年度から7年間で約1.9倍に膨れ上がっています。中でも要支援2や要介護2・3のような軽・中度層の増加が目立ちます。

■要介護度別認定者数：10月1日現在（12年度は2号被保険者を含む）（単位：人）

区分	12年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
要支援1					73	90
要支援2					86	149
要支援	76	99	130	184	—	—
経過的要介護					66	—
要介護1	152	248	285	307	280	214
要介護2	108	146	132	125	189	243
要介護3	91	96	109	137	158	179
要介護4	86	113	117	109	107	133
要介護5	93	106	105	117	130	140
合計	606	808	878	979	1,089	1,148

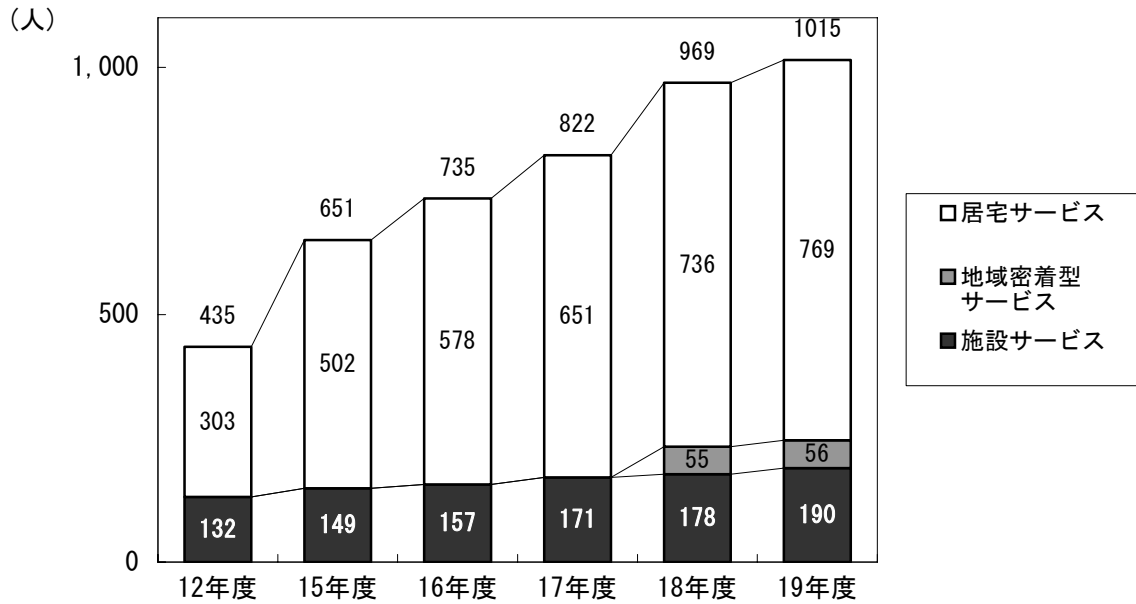
(2) 居宅・地域密着型・施設別サービス利用者及び給付費の状況

平成17年の制度改正により、平成18年度から地域密着型サービス（介護予防を含む）が創設されました。これを受け、要介護者に対しては、介護給付として居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスが提供され、要支援者に対しては、予防給付として介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスが提供されています。

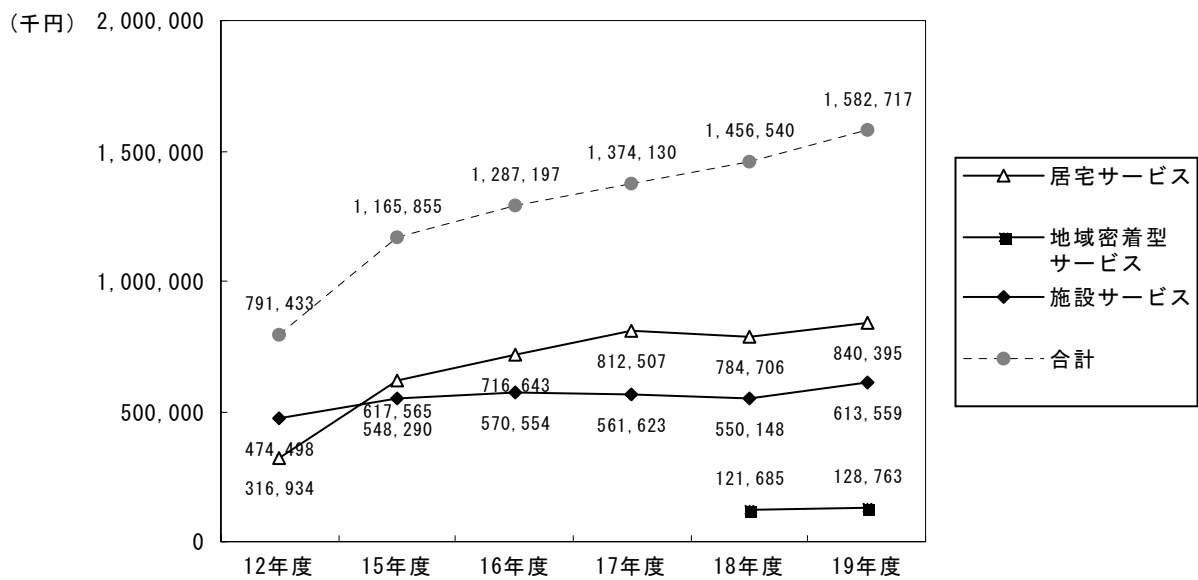
サービス利用者数の推移をみると、居宅サービスでは、平成12年度の303人から平成19年度の769人へと約2.5倍になり、施設サービスでは、平成12年度の132人から平成19年度の190人へと4割強増加しています。また、地域密着型サービスは50人台で推移しています。

給付費の推移では、給付費の合計は年々増加し、特に居宅サービスは、平成15年度を境に施設サービスを上回って推移しています。

■ 居宅・地域密着型・施設別サービス利用者数の推移（予防給付を含む）



■ 居宅・地域密着型・施設別給付費の推移（予防給付を含む）

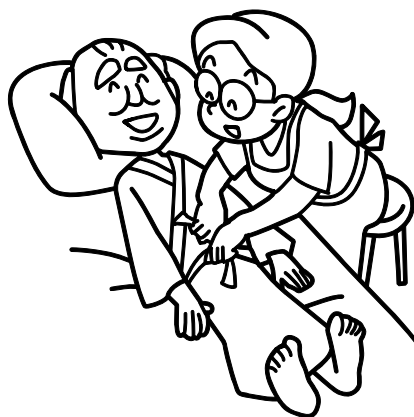


(3) 1人当たりの平均費用額と支給限度額

平成20年4月の在宅の要介護（要支援）別の1人当たりの平均費用額と支給限度額の状況は以下のとおりです。1人当たりの平均費用額の支給限度額に対する比率は要介護5が最も高くおよそ48%となっています。

■ 1人当たりの平均費用額と支給限度額（平成20年4月分）

	1人当たりの費用額	支給限度額
経過的要介護	—	61,500
要支援1	21,734	49,700
要支援2	40,298	104,000
要介護1	61,099	165,800
要介護2	85,163	194,800
要介護3	94,765	267,500
要介護4	122,827	306,000
要介護5	172,090	358,300



(4) 計画値と実績値との比較

平成18、19年度の利用量等の計画値と実績値を比較すると、介護サービスでは訪問介護、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等の居宅系サービスの実績値が計画値より大きく、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設の施設系サービスの実績値が計画値より小さい状況です。また、地域密着型サービスでは、市内に小規模多機能型居宅介護施設がないこともあり、小規模多機能型居宅介護サービスの利用はありませんでした。

■介護サービス種別の利用量等の推移
(計画値と実績値の比較) 18~20年度 (その1)

上段：実績値
下段：計画値

区 分			18年度	19年度	20年度
居宅サービス	訪問介護	回	43,707	36,885	
			31,754	31,940	32,745
	訪問入浴介護	回	1,684	1,800	
			1,451	1,362	1,318
	訪問看護	回	3,780	4,144	
			2,547	2,429	2,377
	訪問リハビリテーション	日	962	971	
			285	272	271
	居宅療養管理指導	人	549	620	
			354	353	360
	通所介護	回	25,942	25,742	
			19,050	19,545	20,232
	通所リハビリテーション	回	4,940	6,417	
			2,974	3,080	3,218
	短期入所生活介護	日	8,836	10,455	
8,027			7,317	7,474	
短期入所療養介護	日	401	425		
		130	129	135	
特定施設入居者生活介護	人	203	305		
		180	204	228	
福祉用具貸与	人	3,532	3,446		
		2,136	2,124	2,172	
特定福祉用具販売	人	79	99		
		108	120	120	
住宅改修	人	76	87		
		88	88	88	
居宅介護支援	人	6,942	6,471		
		5,102	5,006	4,993	
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	人	189	177	
			-	-	-
	小規模多機能型居宅介護	人	0	0	
			132	133	135
認知症対応型共同生活介護	人	442	469		
		432	444	456	
施設サービス	介護老人福祉施設	人	1,066	1,167	
			1,176	1,320	1,680
	介護老人保健施設	人	1,002	1,064	
780			816	852	
介護療養型医療施設	人	175	291		
		283	305	314	

注) 平成20年度の実績値は、年度途中のため記載していません。

また、ほとんどの介護予防サービスの利用量で実績値が計画値を下回りました。これは、平成17年度の介護保険制度の改正により、要支援が経過的要介護へと名称が一時的に変更され、介護予防サービスの利用量の推計が難しかったものと思われます。

■介護予防サービス種別の利用量等の推移
(計画値と実績値の比較) 18~20年度 (その2)

上段：実績値
下段：計画値

区 分		18年度	19年度	20年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	人 655 2,059	1,240 2,393	2,540
	介護予防訪問入浴介護	回 0 0	5 0	0
	介護予防訪問看護	回 216 702	318 815	865
	介護予防 訪問リハビリテーション	日 56 117	124 136	145
	介護予防居宅療養管理指導	人 38 388	37 452	480
	介護予防通所介護	人 458 1,230	752 1,430	1,518
	介護予防 通所リハビリテーション	人 42 119	140 139	147
	介護予防短期入所生活介護	日 39 942	192 956	1,425
	介護予防短期入所療養介護	日 30 40	0 48	52
	介護予防 特定施設入居者生活介護	人 8 48	17 48	48
	介護予防福祉用具貸与	人 231 1,092	257 1,272	1,356
	介護予防特定福祉用具販売	人 30 24	31 36	36
	介護予防住宅改修	人 24 24	42 24	24
	介護予防支援	人 1,119 2,352	1,972 2,484	2,508
	地域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防 認知症対応型通所介護	人 0 0	0 0
介護予防 小規模多機能型居宅介護		人 0 69	0 80	85
介護予防 認知症対応型共同生活介護		人 10 108	0 108	120

注) 平成20年度の実績値は、年度途中のため記載していません。

2 特別給付及び保健福祉事業の現状

本市では、介護サービスや介護予防サービスのほかに、介護保険での特別給付及び保健福祉事業を下表のとおり実施しました。

■特別給付及び保健福祉事業の実績

区 分		18年度	19年度	
特 別 給 付	移送サービス	延べ利用者数(人)	177	211
		給付費(円)	1,526,032	1,877,965
	住宅改良	利用者数(人)	2	5
		給付費(円)	616,320	1,627,073
保 健 福 祉 事 業	軽度生活援助サービス	延べ利用者数(人)	20	17
		給付費(円)	157,482	110,526

3 地域支援事業の現状

本市では、下表のとおり地域支援事業を実施しました。

■地域支援事業の実績

区 分			18年度	19年度	
介護予防事業	特定高齢者施策	特定高齢者把握事業	人	51	88
		運動器の機能向上事業	人	6	44
		栄養改善事業	人	2	4
		口腔機能の向上事業	人	0	9
		訪問型介護予防事業	人	0	0
	一般高齢者施策	介護予防講演会	回	1	1
		シニア体操教室	人	115	165
		いろはカッピー体操	人	—	140
	介護支援ボランティア養成講座	人	8	14	
包括的支援事業	特定高齢者ケアプラン作成		件	9	73
	相談件数		件	3,267	6,915
	権利擁護相談		件	72	169
	包括的・継続的マネジメント相談		件	335	1,415
任意事業	家族介護教室		回	5	6
	徘徊高齢者家族支援事業		人	4	4
	家族介護者交流事業		人	50	41
	介護用品の支給		人	17	16
	成年後見制度利用支援事業		人	0	0
	配食サービス		人	120	55
	ふれあい健康交流会		人	1,231	1,539

4 調査結果からみた現状と課題

高齢者の実態、利用ニーズなどを把握・分析するために、平成20年度に一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査、施設サービス利用者調査、及びケアマネジャー調査を実施しました。調査対象者別の配布・回収件数は、以下のとおりです。

また、調査結果の主な内容は、資料編のとおりです。

■一般高齢者調査の結果

調査対象	志木市在住の要介護認定を受けていない65歳以上の男女（個人）
標本数	1,500サンプル
調査方法	郵送配布－郵送回収法
調査期間	平成20年6月9日（月）～6月23日（月）
回収数	1,043人
有効回収率	69.5%

■居宅サービス利用者調査の結果

調査対象	志木市在住の要介護認定者のうち、在宅サービス利用者
標本数	1,038サンプル
調査方法	郵送配布－郵送回収法
調査期間	平成20年6月9日（月）～6月23日（月）
回収数	575人
有効回収率	55.4%

■施設サービス利用者調査の結果

調査対象	志木市在住の要介護認定者のうち、施設サービス利用者
標本数	185サンプル
調査方法	郵送配布－郵送回収法
調査期間	平成20年6月9日（月）～6月23日（月）
回収数	98人
有効回収率	53.0%

■ケアマネジャー調査の結果

調査対象	志木市在住のケアマネジャー
標本数	63サンプル
調査方法	郵送配布－郵送回収法
調査期間	平成20年6月9日（月）～6月23日（月）
回収数	41人
有効回収率	65.1%

(1) 調査結果からみえる課題等

① 一般高齢者調査の結果

- 高齢者の生活習慣病や健康づくり・体力づくりへの関心が高い状況です。
- 介護保険制度やサービスについて、「制度があることは知っているが、内容までは知らない」が約50%となっており、さらなる制度の周知が必要です。
- 家族や友人、知人とのふれあいや地域での支え合いを望む声が多く、人と人のつながりが重視されています。
- 生活費や介護保険料の金額など、経済面での不安感が高くなっています。

② 居宅サービス利用者調査の結果

- 主な介護者においても高齢者が多く、「老老介護」の状態が続いています。さらに主な介護者の健康状態もよいとはいえないケースが多く、「要介護者が要介護者を看ている」という問題も浮かび上がっています。
- そのためか、介護保険サービスの利用意向が平成17年度調査時に比べて高く、施設入所を希望する理由や重点的施策においても、介護者の負担軽減に関する回答が多くなっています。
- 今後は高齢化がさらに進行することが想定されるため、介護予防だけでなく、家族介護者の負担軽減に一層取り組むことが必要とされています。

③ 施設サービス調査の結果

- 入所者の年齢層では、75歳以上の後期高齢者が8割弱と非常に多く、特に90歳以上が約4割となっており、施設入所者のさらなる高齢化が進行していることが伺えます。
- 施設に入所した理由は、介護者の負担が平成17年度調査よりも多く挙げられています。今回の調査では、平成17年度調査に比べて60歳代と思われる子どもやその配偶者の介護者が多くなっており、介護者の負担増大が大きな問題となっています。
- 施設に入所するまでの待機期間は比較的長期にならないケースが増えていますが、長期入所者も増加傾向にあるため、今後入所待機者が増加するものと思われます。
- 施設サービスへの満足度は概ね高く、大きな問題はないと思われます。



④ ケアマネジャー調査の結果

- 比較的経験のある介護支援専門員が多く、常勤で専任のケースが最も多くなっています。
- ケアプランの作成では、妥当と思われる人数以上を作成することが多くなっているようです。
- 不足しているとして挙げられているサービスは、より多くの提供量の確保の必要性の有無などを検討していくことが必要です。
- ケアマネジャーと保険者である志木市との連携に期待する声も高く、今後はより一層の連携強化が必要です。

5 平成17年の介護保険法改正に伴う対応評価

(1) 介護予防サービスへの対応

- 平成18年4月から開始された要支援1・2に対する介護予防サービスは、事業者が市内に少ないものの、近隣の事業者を活用することでサービスを利用できる環境が整っています。
- 利用者や利用回数も年々増加していますが、需要に対する供給量等の対応はできています。

(2) 地域支援事業への対応

- 特定高齢者把握事業は、特定高齢者を把握するまでに仕組みとして時間がかかっています。
- 特定高齢者を対象とした介護予防事業のうち、「運動器の機能向上事業」「口腔機能の向上事業」「栄養改善事業」は平成18年度から実施していますが、参加者が少ない状況です。
- 訪問型介護予防事業については、特定高齢者のニーズを把握しながら実施していきます。
- 包括的支援事業は、平成18年4月に設置した地域包括支援センターにおいて、「介護予防ケアマネジメント事業」「総合相談支援事業」「包括的・継続的マネジメント支援事業」を実施し、利用者は年々増加していますが、センターそのものの周知度が低いのも現状です。

(3) 施設給付費の見直し

- 入所施設における居住費と食費の利用者負担の負担限度額の導入については、平成17年10月から実施しています。
- 通所サービス、ショートステイ等における食費の利用者負担の負担限度額の導入についても、同様に平成17年10月から実施しています。

(4) 地域密着型サービスへの対応

- 平成18年4月から開始された地域密着型サービス（6種類）のうち、「認知症対応型通所介護」と「認知症対応型共同生活介護」の2種類は、利用できる環境が整備されています。特に「認知症対応型共同生活介護」は、利用者が年々増加しています。
- 「小規模多機能型居宅介護」は、第3期計画期間において未整備となっていますが、第4期計画においても整備を促進することとします。
- 未整備となっている「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、アンケート調査結果では利用意向はありますが、第3期計画期間において未整備となっています。

(5) 地域包括支援センター設置と運用への対応

- 平成18年4月に地域包括支援センターが設置され、包括的支援事業の実施を中心に運営しています。
- 特定高齢者を把握してから、事業参加に結びつけるまでに仕組みとして時間がかかっています。また要支援1・2のケアプランの作成が月100件を超え、その作成に追われています。
- 総合相談や権利擁護相談などで困難なケースが増加し、相談時間がかかっています。
- 高齢者人口が増加し、地域包括支援センターの対象者が6,000人を超えているセンターがあります。

(6) 保険者の役割・権限の強化への対応

- 平成18年度から地域密着型サービスの事業所の指定及び指導・監督は、保険者である市で行っています。





(7) 保険料所得段階の細分化への対応

- 第3期計画では、6段階の保険料所得段階を採用しています。
- 税制改正による急激な保険料変更の緩和策として、平成18年度と平成19年度の2年間、保険料の激変緩和措置を行いました。

(8) 要介護認定の方法変更への対応

- 平成18年4月から要支援認定者の審査方法が変更になりましたが、研修を受講し介護認定審査会委員への周知を図ることで適切に実施されました。
- 要支援2と要介護1の間を行き来する人も多く、その度にケアマネジャーが変更となるため事務量が増えるとともに、利用者も戸惑っています。

第3節 第3期計画の課題整理

介護給付分析とアンケート調査結果、並びに平成17年度の介護保険法改正による対応などの第3期計画の事業評価結果から、以下のように課題を整理しました。

課題1 「介護保険制度や健康づくりに係る周知の徹底」

アンケート調査の結果において、市民の介護保険制度や健康づくり意識は高くなっているものの、介護保険制度の内容や地域包括支援センターなどについて周知度が低い状況です。さらなる周知の徹底が必要となります。

課題2 「地域でともに支え合える地域コミュニティの基盤づくり」

アンケート調査の結果において、近隣の付き合いが希薄化しており、住民同士のつながりを強化したいという意見が多くありました。誰もがいつまでも住み慣れた地域で生活したいという共通の願いがあり、そのためには、地域住民がともに支え合える基盤づくりが必要となります。


課題3 「地域で実践できる健康づくり・介護予防事業の推進」

平成17年の介護保険法改正の対応において、介護予防事業を推進するための地域支援事業の実施がまだ不十分な状況であり、まだ介護予防効果としての成果が現れていません。

また、平成20年度の老人保健法の改正により、老人保健事業は「健康増進法」により実施されています。なお、健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施されています。こうした関連する法律の改正により、市民が健診受診など健康づくり事業への利用に対して混乱が生じており、健康づくりを推進するためにはさらなる周知の徹底が必要となります。

課題4 「要支援・要介護認定者や介護者の負担を地域で支える地域密着型サービスの基盤整備」

介護給付分析結果において、「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」サービスは現状では整備されているものの、今後の認知症高齢者の増加に対応した施設整備を進めていく必要があります。いつまでも住み慣れた地域で介護サービス等を利用しながら住み続けるためには、地域密着型サービスの基盤整備は欠かせません。特に、「小規模多機能型居宅介護」サービスは「いきがいサロン」とともに地域コミュニティを形成する上で、中心的な役割を担うものです。



課題5 「2015年の高齢者介護のあるべき姿を実現するための対策」

国の示した基本指針において、市町村は、平成26年度の施設・居住系サービスの利用者合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とすることを目標として設定することになっています。本市では、平成20年10月時点での要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合はおよそ35%ですが、この課題をクリアするためには、介護老人福祉施設等を利用している軽度認定者の受け皿となる認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護など、地域密着型のサービスの基盤整備が必要となります。